

第3章 取り組むべき課題

1 障害者への理解促進と差別解消

この数年で、津久井やまゆり園事件や旧優生保護法による強制不妊手術問題など誤った優生思想に基づく許されない事件や問題が社会的にクローズアップされました。

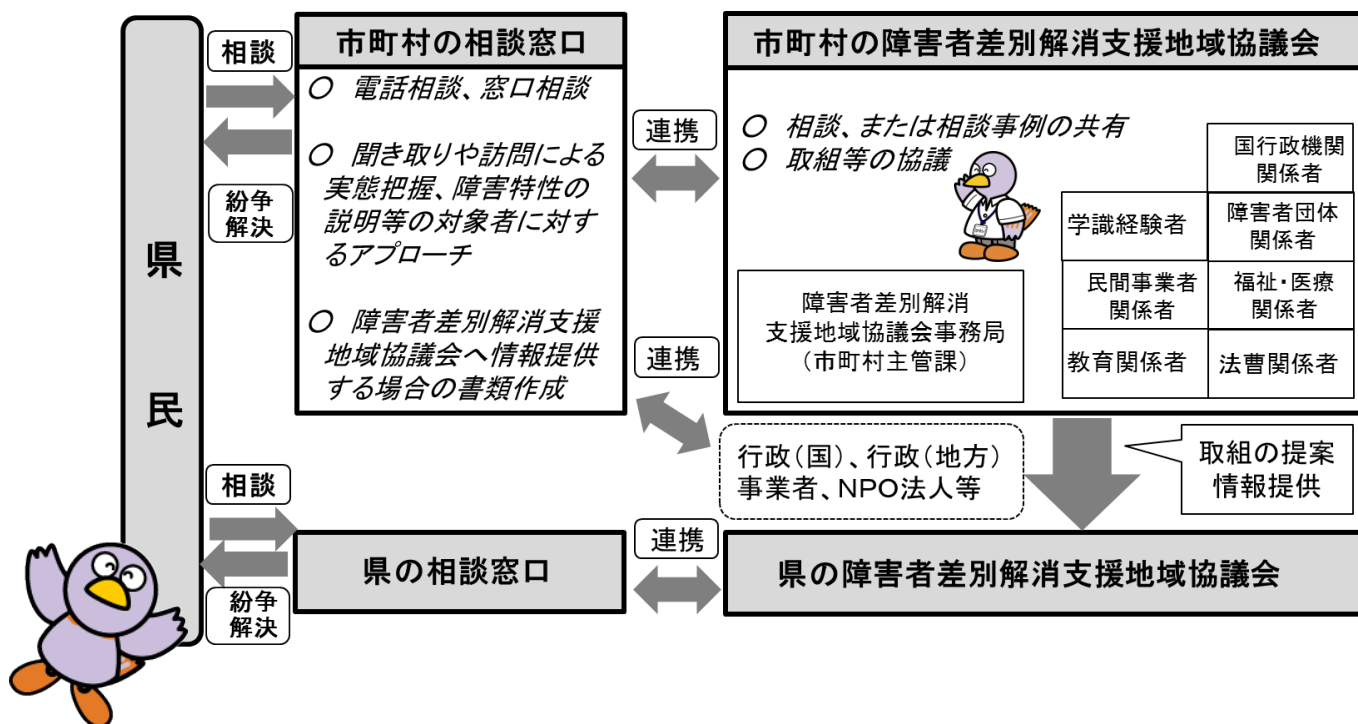
こうした問題にしっかりと向き合い、障害者や障害者差別に関する理解を深め、障害を理由とした差別をなくし、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、お互いに人格や個性、命を尊重しながら、地域の中で共に暮らせる共生社会を目指す必要があります。

そのために、障害に対する正しい理解や障害者への合理的配慮について引き続き普及啓発を進めるとともに、障害者や家族からの確に相談を受ける体制を確保する必要があります。

【対応の方向と主な取組】

- 普及啓発活動の推進
 - ・ 障害や社会の障壁に対する正しい理解の普及
 - ・ 障害者への合理的配慮などについての普及啓発
- 福祉教育の推進
 - ・ 障害当事者による講師等の情報を提供する仕組みの構築
- 差別解消及び権利擁護の推進
 - ・ 障害を理由とする差別に関する紛争防止や解決する体制の整備
- 虐待の防止
 - ・ 障害者福祉施設の管理者等に対する虐待防止研修への受講の促進
 - ・ 学校、医療機関、保育所等の関係者など虐待防止研修の受講対象者の拡大

【障害者の差別解消の取組】



2 障害者の地域生活の充実・社会参加の支援

障害者が地域の中で共に安心して暮らしていけるように、相談支援体制の整備、日中活動の場や住まいの場の確保、コミュニケーション手段の確保などを進める必要があります。

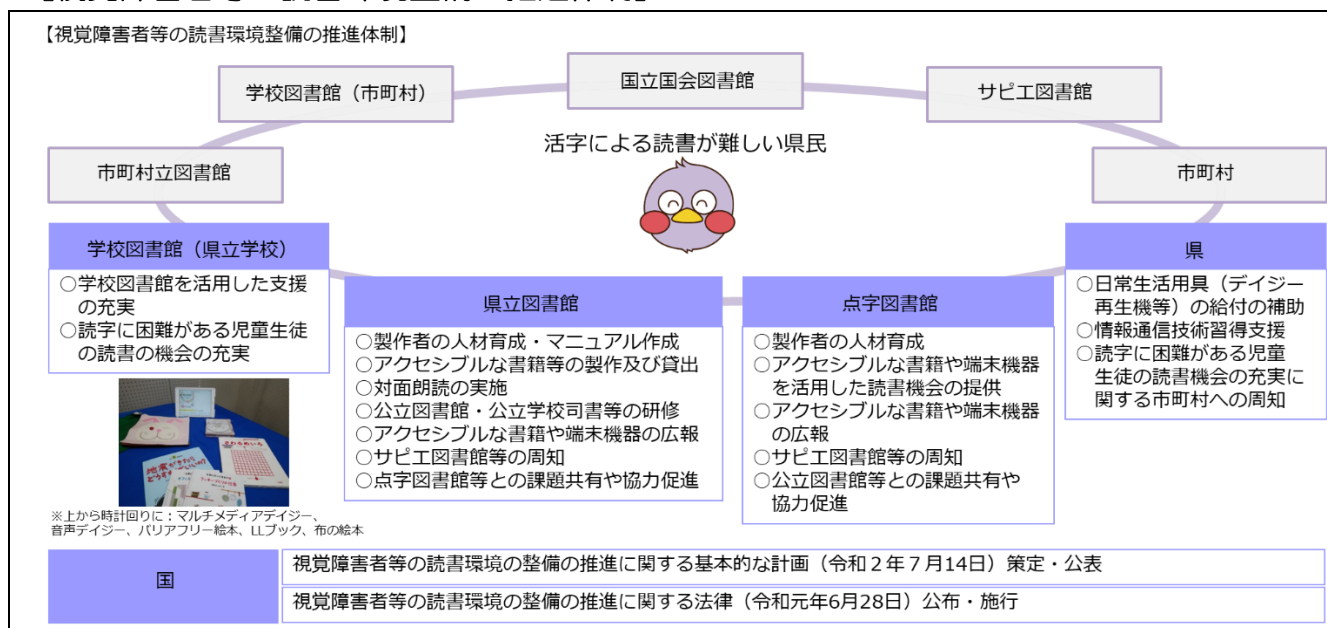
近年では障害福祉サービス等の質に関して問題となるケースも増えており、質の向上を進める必要があります。

また、障害者が社会の一員として、経済、文化、スポーツなど社会のあらゆる場面に自ら積極的に関わっていけるように支援する必要があります。

【対応の方向と主な取組】

- 地域の暮らしや福祉サービスの利用について相談に応じる体制の整備
 - ・市町村における包括的な支援体制の整備
- 障害福祉サービス等の質の向上のための取組の強化
- 障害者支援施設や精神科病院から地域生活へ移行した障害者等の支援
- 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築
- 障害者の日中活動の場の確保及びサービスの充実
 - ・就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターの整備
- 家庭に代わる「住まいの場」の確保
- ホームヘルプサービスや短期入所事業の充実
- コミュニケーション手段の確保及び充実
 - ・手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳、介助員の養成
- 視覚障害者等の読書環境の整備
- 障害者芸術文化活動支援センターの支援などによる芸術文化活動の振興
- 東京2020パラリンピック競技大会を契機とした障害者スポーツの振興

【視覚障害者等の読書環境整備の推進体制】



3 障害者の就労支援

障害者が地域で自立した生活が送れるよう、障害者の一般就労への移行を進める必要があります。

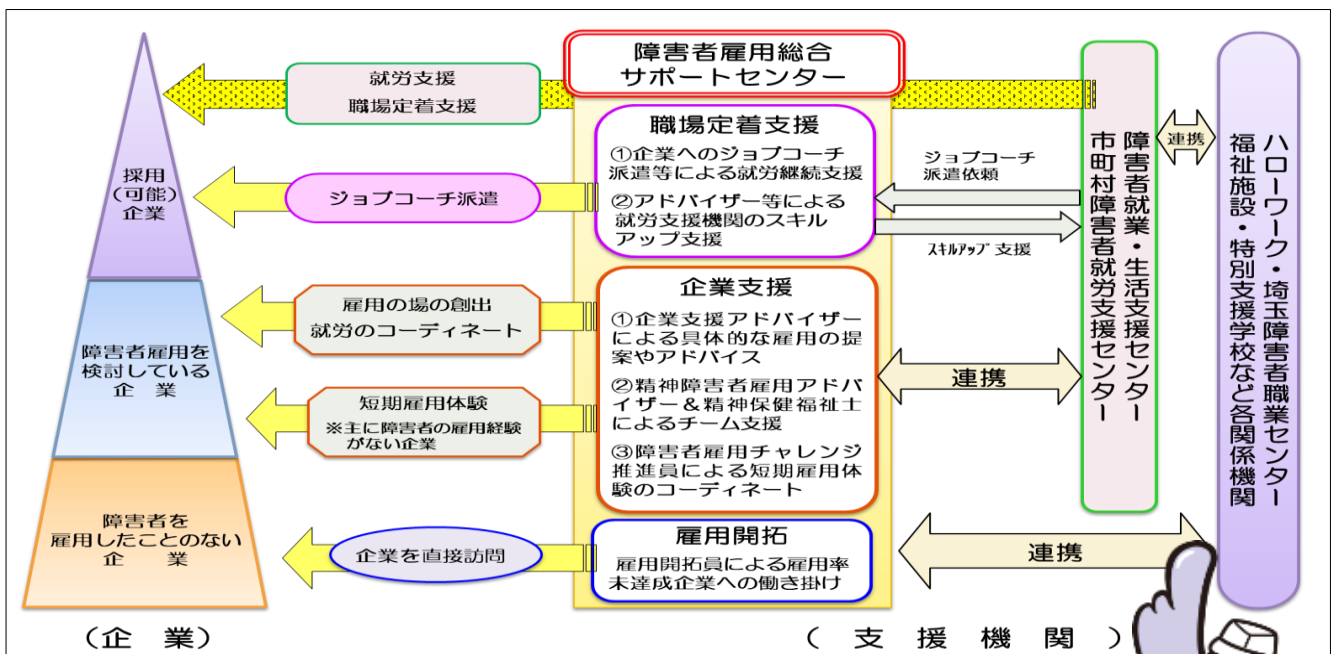
また、障害者が適性に応じて能力を発揮できる職に就き、安心して働き続けられるよう職場への定着支援が必要です。

さらに、障害者の多様な働き方の支援や重度障害者の就労支援、工賃の向上に取り組む必要があります。

【対応の方向と主な取組】

- 企業に対する障害者雇用のトータルサポート
 - ・ 埼玉県障害者雇用総合サポートセンターが企業に対し、就労から職場定着まで具体的な提案や助言を行う障害者雇用の総合的支援
 - ・ 障害者雇用開拓員、障害者雇用チャレンジ推進員、精神障害者雇用拡大推進チームなどによる障害者雇用受入企業の拡大
 - ・ ジョブコーチ、アドバイザーによる職場定着支援
- 障害者就労施設などからの物品及び役務の調達の推進
- 障害者就労継続支援B型事業所などにおける職場参加や工賃向上
- 短時間勤務など障害者の多様な働き方の支援
- 重度障害者の就労支援
- 職業訓練、教育の充実
 - ・ 就職に必要な知識、技術を習得する職業訓練の場の提供
 - ・ 特別支援学校高等部生徒の一般就労の支援

【障害者就労の体制】



4 共に育ち、共に学ぶ教育の推進

特別な教育的支援を必要とする児童生徒については、早期からの支援とともに、卒業後の自立も見据え指導を充実する必要があります。

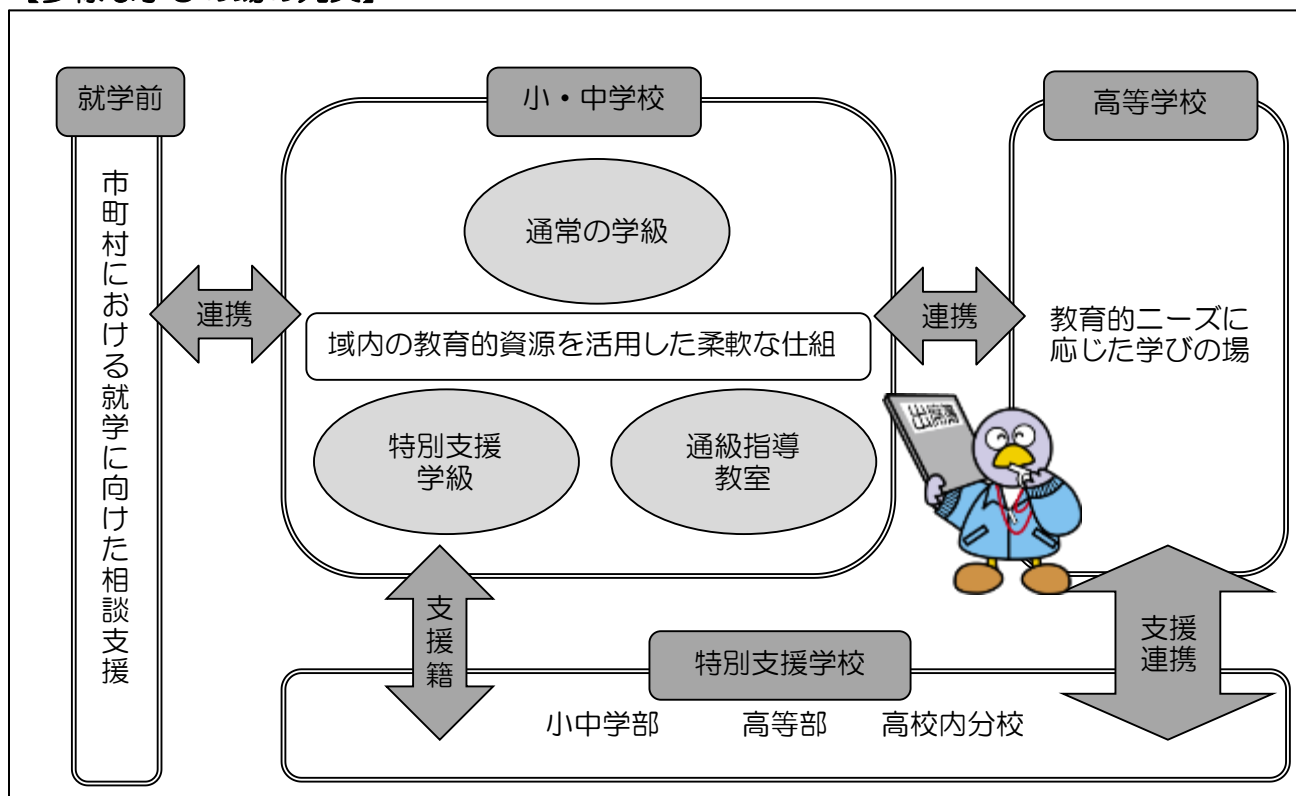
また、障害のある児童とない児童が共に育ち学ぶ教育環境を整えていくためには、多様な学びの場の提供とともに多様な参加の仕方を認めることが必要です。

さらに、教育機関のバリアフリー化など学習環境の整備も進めていかなければなりません。

【対応の方向と主な取組】

- 障害のある児童生徒の教育の充実
 - ・特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育の充実及び障害のある児童生徒とない児童生徒が共に学ぶ教育の充実
 - ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校と特別支援学校や特別支援学級の障害のある児童生徒との交流及び共同学習や支援籍学習の推進
 - ・司書教諭や司書、担任等の教職員間の連携を図り、視覚障害や発達障害等読字に困難がある児童生徒の読書の機会の充実
 - ・教職員が障害や合理的配慮などについて正しく理解するための研修の充実
 - ・発達障害に対する教職員の理解を深める研修の実施
 - ・高等学校におけるバリアフリー化の推進
- 自立する力の育成
 - ・特別支援学校高等部における職業教育及び進路指導の充実

【多様な学びの場の充実】



5 安心・安全な環境整備の推進

障害者が地域で安心して生活していくためには、療育体制や保健・医療サービスの充実を図るとともに福祉のまちづくりを推進する必要があります。

また、平成23年に発生した東日本大震災や令和元年に発生した東日本台風などにおける教訓を踏まえ、防災・避難対策に積極的に取り組むとともに、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、感染症に適切に対応していくための対策を講じていく必要があります。

【対応の方向と主な取組】

- 聴覚障害児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携体制の構築
- 発達障害総合支援センターを核とした人材育成、ペアレントプログラム等の普及促進
- 障害者や高齢者など、誰もが利用しやすい環境の整備
 - ・ホームドア、内方線付き点状ブロック整備の支援
- 視覚障害者、聴覚障害者など情報伝達が困難な人の特徴に配慮した情報提供
- 災害発生時の適切な避難誘導を行うための、障害者等の所在など必要な事項の把握
 - ・避難行動要支援者名簿の作成、要配慮者マップ、個別計画の作成
- 障害者に配慮した福祉避難所の整備・運営
 - ・社会福祉施設との協定の締結、障害の種別に応じた設備などの準備支援
 - ・福祉避難所の開設訓練の実施支援
- 感染症対策の充実
 - ・新型コロナウイルス感染症に備えた必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備
 - ・市町村及び関係団体と連携した感染症発生時の支援・応援体制の構築

【避難行動要支援者の避難の仕組み】

